

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案	現行
<p>別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)～(29) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)～(29) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号 (第81条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)～(23) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号 (第81条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)～(23) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第5号

改正案	現行
<p>別紙様式第5号(第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(6) (略) (7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項 (8)～(20) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号(第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略) 中間貸借対照表( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(6) (略) (7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第6項を除く。)に規定する有価証券に関する事項 (8)～(20) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第6号

改正案	現行
<p>別紙様式第6号(第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)～(30) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号(第82条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)～(30) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第8号

改正案	現行
<p>別紙様式第8号 (第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(5) (略) (6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項 (7)～(24) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号 (第82条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告 (略) 連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(5) (略) (6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項 (7)～(24) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>